

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 5 月 27 日提出

有田川町長 中山 正 隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和4年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
理 由	令和3年度の事業費が確定したことにより、繰入金等の 額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和 3 年度

有田川町簡易水道事業特別会計補正予算

(第 2 号)

令和３年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度有田川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１７，３８４千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６８，４８９千円と定める。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表地方債の補正」による。

令和４年３月３１日専決

有田川町長 中 山 正 隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,664	1,329	2,993
	1 分担金	935	2,035	2,970
	2 負担金	729	△706	23
2	使用料及び手数料	181,238	2,399	183,637
	1 使用料	181,120	2,337	183,457
	2 手数料	118	62	180
3	繰入金	293,355	△21,138	272,217
	1 繰入金	293,355	△21,138	272,217
5	諸収入	13	2,326	2,339
	1 雑入	13	2,326	2,339
6	町債	8,900	△2,300	6,600
	1 町債	8,900	△2,300	6,600
歳 入 合 計		485,873	△17,384	468,489

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	63,468	△5,725	57,743
	1 総務管理費	63,468	△5,725	57,743
2	施設費	137,399	△10,104	127,295
	1 水道施設管理費	120,467	△10,104	110,363
	2 水道施設整備事業費	16,932	0	16,932
3	公債費	282,006	△549	281,457
	1 公債費	282,006	△549	281,457
4	予備費	3,000	△1,006	1,994
	1 予備費	3,000	△1,006	1,994
歳 出 合 計		485,873	△17,384	468,489

第 2 表

地 方 債 の 補 正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業 (公 営 企 業 会 計 適 用 債)	8,900	証書借入	3. 5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	6,600	証書借入	3. 5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 款 分担金及び負担金

1,329千円

1 項 分担金

2,035千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 水道加入分担金	千円 935	千円 2,035	千円 2,970
計	935	2,035	2,970

1 款 分担金及び負担金

1,329千円

2 項 負担金

△706千円

1 負担金	729	△706	23
計	729	△706	23

2 款 使用料及び手数料

2,399千円

1 項 使用料

2,337千円

1 水道使用料	181,120	2,337	183,457
計	181,120	2,337	183,457

2 款 使用料及び手数料

2,399千円

2 項 手数料

62千円

1 手数料	118	62	180
計	118	62	180

節		説	明
区 分	金 額		
1 水道加入分担金	千円 2,035	水道課 水道加入分担金	千円 2,035

1 負担金	△706	水道課 工事負担金	△706

1 現年水道使用料	2,136	水道課 現年度分	2,136
2 滞納繰越分	201	水道課 滞納繰越分	201

1 手数料	62	水道課 指定工事事業者指定申請手数料 給水開始手数料 新規申込手数料 設計審査手数料 検査手数料 証明手数料	△10 14 13 24 24 △3

3 款 繰入金 △21,138千円
 1 項 繰入金 △21,138千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 293,355	千円 △21,138	千円 272,217
計	293,355	△21,138	272,217

5 款 諸収入 2,326千円
 1 項 雑入 2,326千円

1 雑入	13	2,326	2,339
計	13	2,326	2,339

6 款 町債 △2,300千円
 1 項 町債 △2,300千円

1 水道事業債	8,900	△2,300	6,600
計	8,900	△2,300	6,600

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 △21,138	水道課 一般会計繰入金	千円 △21,138

1 雑入	2,326	水道課 雑入	2,326

1 水道事業債	△2,300	水道課 簡易水道事業債（公営企業会計適用債）	△2,300

3 歳 出

1 款 総務費

△5,725千円

1 項 総務管理費

△5,725千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 63,468	千円 △5,725	千円 57,743	千円	千円 △2,300	千円 2,337	千円 △5,762
計	63,468	△5,725	57,743	0	△2,300	2,337	△5,762

2 款 施設費

△10,104千円

1 項 水道施設管理費

△10,104千円

1 水道施設管理費	120,467	△10,104	110,363			1,329	△11,433
-----------	---------	---------	---------	--	--	-------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △300	水道課 会計年度任用職員報酬	千円 △300
3 職員手当等	△944	総務課 時間外勤務手当 水道課 会計年度任用職員期末手当	△907 △37
4 共済費	△82	総務課 職員共済組合負担金 水道課 社会保険料 雇用保険料	△4 △70 △8
8 旅費	△32	水道課 普通旅費 会計年度任用職員費用弁償	△14 △18
10 需用費	△139	水道課 消耗品費 修繕料（物品等）	△119 △20
12 委託料	△4, 178	水道課 地方公営企業法適用支援業務委託料 固定資産情報整備委託料 簡易水道事務委託料	△110 △2, 270 △1, 798
22 償還金利子及 び割引料	△50	水道課 過誤納付還付金	△50

10 需用費	△1, 578	水道課 消耗品費 燃料費 光熱水費（上下水道代） 医薬材料費 修繕料（物品等） 修繕料（公有財産）	△497 △304 △162 △375 △2 △238
11 役務費	△2, 912	水道課 通信運搬費（通信） 手数料（自動車） 手数料（その他） し尿浄化槽法定検査手数料 施設設備保守点検料 保険料（自動車） 水質検査手数料	△699 △51 △46 △1 △9 △27 △2, 079

2 款 施設費

△10,104千円

1 項 水道施設管理費

△10,104千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	120,467	△10,104	110,363	0	0	1,329	△11,433

2 款 施設費

△10,104千円

2 項 水道施設整備事業費

0千円

1 水道施設整備事業費	16,932	0	16,932			2,326	△2,326
計	16,932	0	16,932	0	0	2,326	△2,326

3 款 公債費

△549千円

1 項 公債費

△549千円

1 元金	250,661	△456	250,205			62	△518
2 利子	31,345	△93	31,252				△93
計	282,006	△549	281,457	0	0	62	△611

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △2,660	水道課 施設設備管理委託料 量水器交換業務委託料 漏水調査委託料	千円 △1,293 △61 △1,306
13 使用料及び賃 借料	△239	水道課 機械器具借上料 電柱共架料	△237 △2
15 原材料費	△697	水道課 原材料費	△697
18 負担金補助及 び交付金	△2,018	水道課 水道施設維持管理業務負担金	△2,018

		財源更正

22 償還金利子及 び割引料	△456	水道課 過疎対策事業債	△456
22 償還金利子及 び割引料	△93	水道課 過疎対策事業債	△93

4 款 予備費

△1,006千円

1 項 予備費

△1,006千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 3,000	千円 △1,006	千円 1,994	千円	千円	千円	千円 △1,006
計	3,000	△1,006	1,994	0	0	0	△1,006

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円